

中野区基本構想審議会条例

平成 26 年 7 月 17 日

条例第 11 号

(設置)

第 1 条 中野区の基本構想を改定するため、区長の附属機関として、中野区基本構想審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、区長の諮問に応じ、中野区の基本構想の改定に関する必要な事項を調査審議し、答申する。

(委員)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから区長が委嘱する。

- (1) 区内団体の推薦を受けた区民及び公募による区民 15 人以内
- (2) 学識経験者 5 人以内

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から審議会が第 2 条の規定による答申をした時までとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(議事)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会の会議は、公開とする。ただし、審議会が出席委員の 3 分の 2 以上の多数で議決したときは、非公開とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、審議会の議事に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(資料の提出等の要求)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、資料の提出、意見の陳述又は説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、政策室において処理する。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 第6条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後最初の審議会は、区長が招集する。